



国連の障害者権利委員会での建設的対話と勧告を受けて



障害者権利条約の批准から8年、国連障害者権利委員会の初めての建設的対話（対日審査）が行われ、9月には総括所見と改善勧告が公表されました。条約24条「教育」においては、すべての教育段階において合理的配慮と必要な個別的支援を受けられることを保障するために質の高いインクルーシブ教育に関する具体的な目標、スケジュール、十分な予算を含めた国家行動計画を採用するよう勧告されています。

当センター開設以来受けた差別相談のうち、約10%は「教育」に関する相談です。法の整備や制度の充実が図られてはきたものの、その相談内容からは、個々の児童・生徒、保護者の要望に十分な対応がなされていない状況も見受けられます。当センターでは、今後も障害者差別解消に向けて常に問題意識を持ちながら相談者に寄り添った対応を心がけていきたいと思っています。

「現地でのブリーフィングに参加された田中伸明弁護士にコメントをいただきました」

「多様性のある社会を作る」という言葉をよく耳にするようになりました。言うまでもなく、この社会には様々な人が様々な事情で暮らしています。人種、性別、言語、宗教、年齢、障害の有無、経済的事情など、それぞれ異なっています。「多様性のある社会を作る」ということは、このように様々な立場にある人々が、それぞれの違いを尊重し、認め合う社会を作ることを意味します。そのためには、私達一人一人が子どもの頃から、社会には様々な人々が暮らしていることを知っておく必要があります。その理解を進める役割を担うものが教育なのです。同じ教室の中に、障害のある子も障害のない子もいて、と



ともにクラスメイトとして成長していく。そのような環境でこそ、障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合う心が育っていくのだと思います。ともに学ぶことが、ともに働き、ともに生きる社会作りを押し進めることとなることを、社会全体で共有することが必要だと思います。

田中のぶあきべんごし あいちけんべんごししかいしよぞく なごやししかくしょうがいしゃきょうかいちよう
【田中伸明弁護士：愛知県弁護士会所属、名古屋市視覚障害者協会会長】

名古屋駅タクシー乗り場現地調査について



令和4年10月18日午後、名古屋タクシー協会にお声掛けいただき、名古屋駅のタクシー乗り場の現地調査に立ち合わせていただきました。

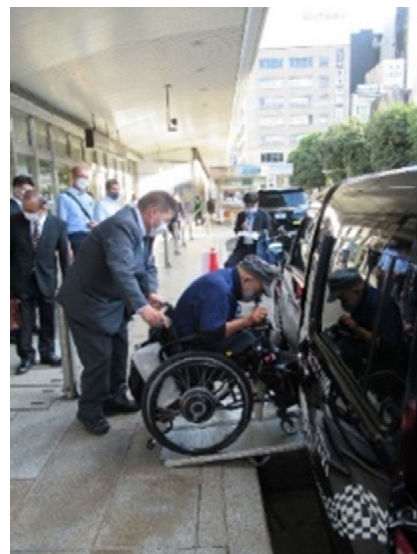
名古屋駅の西口と東口のタクシー乗り場は、兼ねてからスペースが十分とれないことや一般車両と混雑するため車いすユーザーがUDタクシーにスムーズに乗車できない状態になっています。また乗降が困難な環境となっていることでドライバーが乗車をお断りする要因にもなっており、名古屋のタクシー業界としての懸案事項でもありました。



名古屋駅周辺の再開発に伴い、タクシー乗り場も車いすユーザーの乗降がしやすいよう整備される予定です。しかし、再開発まではまだ時間がかかるため、その間も今の環境の中でもできることはないかを検討するための調査でした。

この調査にはタクシー協会だけでなく名古屋市の所管部局や関連企業、障害当事者の方が参加されタクシーをどのように停めたら乗降がスムーズになるかなど、一般車両や通行人への影響などを見極めながらの調査となりました。

現状としてできることは少ないかもしれませんが、今回の調査により課題も見えてきたため、今後解決のために事業者どうしでの話し合いを進めていかれることとなりましたので、今後の動向に注目したいと思います。





れいわ ねん がつ にち げつ はつ ところ みんかんじぎょうしゃ たいしょう
令和4年11月21日（月）にセンター初の試みである民間事業者を対象としたセミナー
かいさい
を開催いたしました。セミナーはハイブリッド形式で、来場参加者 9名、オンライン
さんかしゃ めい かた さんか
参加者34名の方にご参加いただきました。このセミナーは、れいわ ねん がつ しょうがいしゃさべつ
かいしょうほうかいせい
解消法改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が現行の努力義務から義務に
へんこう
変更になることを受け、法について正しく認識していただき、現場の対応に役立てていただ
もくてき かいさい
くことを目的に開催しました。

だい ぶ しょうがいしゃさべつかいしょう と く
第1部の「障害者差別解消の取り組み」についてはセンターの紹介、相談・調整方法な
じれい まじ せつめい
ど、事例を交え説明しました。第2部の「義務化され
ごうりてきはいりょ たい きぎょう と たいおう
る合理的配慮に対して企業が取るべき対応とは」で
はいちけんべんごしかい かわせあさえ べんごし
は、愛知県弁護士会の川瀬麻絵さんより、弁護士と
かんてん ほう
しての観点から法のポイントや民間事業者が取るべ
たいおう
き対応をわかりやすい言葉で丁寧に説明いただきました。
だい ぶ しかくしょうがいとうじしゃ こいけきょうこ
した。第3部は、視覚障害当事者である小池恭子さ
みせ けいけんだん しょうがいとうじしゃ ひ
んから、お店での経験談をもとに障害当事者が日ご
かん せつきゃくたいおう かん はな
ろ感じる接客対応に関してお話しいただきました。

かんきょうせいび そくめん じれい
また、環境整備の側面について、事例をあげてセンター職員から説明いたしました。2時間
かぎ じかん たよう ないよう も こ
という限られた時間で多様な内容を盛り込んだセミナーとなりました。

さんか かがた とうじしゃ こえ はんれい き
参加された方々には、「当事者の声や判例が聞けて
わかりやすかった」「当事者家族やご本人の話が
ごうりてきはいりょ たい せつとくりょく じゅうじつ
合理的配慮に対してとても説得力があり、充実し
じかん べんきょう
た時間でした」「とても勉強になりました」という
いけん
ご意見をいただきました。

みんかんじぎょうしゃ にんちど ひく かん
民間事業者にはまだまだ認知度が低いと感じる

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゃかい ところ すいしん なか
「障害者差別解消法」ですが、サステナブル社会や心のバリアフリーが推進される中、
きぎょう さいてき せつきゃくたいおう し こんご きぎょううんえい こうじょう ひつようふ かけつ
企業として最適な接客対応を知ることは、今後の企業運営やサービスの向上に必要不可欠と
かんが こんご みんかんじぎょうしゃさま りかい すいしん しょうがい ひと ひと
考えます。今後もセンターでは民間事業者様の理解を推進し、障害のある人もない人も
あんしん とも く めざして とりく
安心して共に暮らせるまち・なごやを目指して取り組んでいきたいと思ひます。





■と き 令和5年3月4日（土）
午後1時30分～3時45分



■ところ 鯉城ホール（伏見ライフプラザ5階）

■プログラム

第1部 講演：「障害者差別、障害者・高齢者虐待について考えよう」
講師：田中 伸明さん（弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長）

第2部 講演：「発達障害は私にとってギフトでした！！～発達障害落語家誕生～」
講師：柳家 花緑さん（落語家）

■申込み 令和5年2月3日（金）必着

上記QRコード・メール・はがきで申込み。応募多数の場合は抽選。



■お願い 申込みは一人につき1回限り（3名まで申込み可）

みんなで学ぼう！障害者差別解消講座

（出前講座）のご案内～講師派遣します～
市内の団体やグループ、企業などを対象に、障害の社会モデルや障害者差別解消法の啓発として出前講座を行っています。受講者に合わせた内容をご提案していますのでぜひご活用ください。



おしらせ

障害者週間（12/3～9）に合わせて、名古屋駅のスクエアビジョン広告にて【障害の社会モデル】と【合理的配慮】についての啓発を行います！
お時間のある方は、ぜひ足をお運びください。

■期間 12/5(月)～1/1(日) 4週間



■時間 6:00～24:00

■場所 名古屋駅（新幹線口、桜通口側地下通路）

新職員紹介



10月より新しく採用されました。少しでも早く、地域の皆様のお役に立てるよう日々勉強に努めてまいります。よろしくお願ひします。

（相談員：鈴木）

